

亀山市告示第42号

亀山市麻しん及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市麻しん及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市麻しん及び風しん予防接種費助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 助成金の交付対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 7歳未満の者であって生後24月に達する日から小学校就学の始期に達する日の1年前の日の前日までの間に麻しん若しくは風しんの予防接種又は麻しん及び風しんについて同時に行う予防接種（以下「混合の予防接種」という。）を受けたもののうち当該予防接種を受けた日において次のいずれにも該当する者の保護者</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 助成金の交付対象者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 7歳未満の者であって生後24月に達する日から小学校就学の始期に達する日の1年前の日の前日までの間に麻しん若しくは風しんの予防接種又は麻しん及び風しんについて同時に行う予防接種（以下「混合の予防接種」という。）を受けたもののうち当該予防接種を受けた日において次のいずれにも該当する者の保護者</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第</p>

5条第1項の規定により行われる麻しん及び風しんの予防接種を予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第3条第1項の表麻しんの項第1号及び同表風しんの項第1号に規定する期間のうち市長が指定する期間に受けていない者

(2) 7歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間に麻しん若しくは風しんの予防接種又は混合の予防接種を受けたもののうち当該予防接種を受けた日において次のいずれにも該当する者の保護者

[ア 略]

イ 法第5条第1項の規定により行われる麻しん及び風しんの予防接種を令第3条第1項の表麻しんの項第2号及び同表風しんの項第2号に規定する期間のうち市長が指定する期間に受けていない者

別表（第4条関係）

被接種者	上限額
生後36月に至るまでの者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>9,438円</u>
生後36月に至るまでの者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>9,441円</u>
生後36月に至るまでの者であって混合の予防接種を受けたもの	<u>13,018円</u>

3条第1項の規定により行われる麻しん及び風しんの予防接種を予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第1条の3第1項の表麻しんの項第1号及び同表風しんの項第1号に規定する期間のうち市長が指定する期間に受けていない者

(2) 7歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間に麻しん若しくは風しんの予防接種又は混合の予防接種を受けたもののうち当該予防接種を受けた日において次のいずれにも該当する者の保護者

[ア 略]

イ 法第3条第1項の規定により行われる麻しん及び風しんの予防接種を令第1条の3第1項の表麻しんの項第2号及び同表風しんの項第2号に規定する期間のうち市長が指定する期間に受けていない者

別表（第4条関係）

被接種者	上限額
生後36月に至るまでの者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>9,350円</u>
生後36月に至るまでの者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>9,361円</u>
生後36月に至るまでの者であって混合の予防接種を受けたもの	<u>13,860円</u>

生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>8,008</u> 円	生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって麻しんの予防接種を受けたもの	<u>7,920</u> 円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>8,011</u> 円	生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって風しんの予防接種を受けたもの	<u>7,931</u> 円
生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって混合の予防接種を受けたもの	<u>11,588</u> 円	生後36月から7歳となる日の属する年度の末月までの間にある者であって混合の予防接種を受けたもの	<u>12,430</u> 円
備考 表中の [] の記載は注記である。			

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。